

定 款

HG－経営－02

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、平安レイサーサービス株式会社と称し、英文では、HE I A N C E R E
M O N Y S E R V I C E C O.,LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 冠婚葬祭並びにこれに付帯する業務
2. 旅館・ホテルの経営
3. 損害保険の代理店業務
4. 一般貨物自動車（霊柩）運送事業
5. 不動産の所有・賃貸及び管理
6. 出張宴会及び仕出し料理の販売
7. 各種贈答品の販売
8. 家具、調度品、冠婚葬祭用品、介護用品、繊維製品、電化製品、木工製品、
合成樹脂製品、金属製品、贈答品類の製造、加工、販売、斡旋、賃貸、リー
ス及び保守サービス
9. 貴金属の販売
10. 古物の販売
11. 有価証券の保有
12. 介護福祉機器及び器具、健康器具、運動器具の販売およびレンタル
13. 医薬品、医薬部外品及び衛生用品の販売
14. 高麗人参、はと麦茶、ロイヤルゼリー粒等の健康食品の販売
15. 身体上の障害により日常生活に支障のある者の介護及び家事援助
16. 訪問看護事業
17. 介護保険法に定める居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護
予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援の事業及び介護予
防・日常生活支援総合事業
18. 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理
19. 住宅改造工事の斡旋及び請負
20. 身体障害者、知的障害者及び児童の居宅生活支援事業
21. 企業の会計事務の代行
22. 企業における経営管理に関するコンサルティング

- 23. 資格取得及び技能習得支援のための講座並びに研修事業
- 24. 企業の事業計画、市場調査の請負
- 25. 市場開発の為の企画業務
- 26. 食材の加工、販売、仕出し
- 27. 病院、福祉施設への給食事業
- 28. 宅地建物取引業
- 29. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県平塚市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、52,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこちらを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した

議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は、11 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、7名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠く事となる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
ただし、第31条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(株式発行)

第1条 当会社は昭和44年9月設立の際に、額面株式6千株を発行する。

昭和57年10月 増資株12千株を発行して、18千株とする。

昭和61年10月 増資株45千株を発行して、63千株とする。

平成 7年12月 増資株9千株を発行して、72千株とする。

平成11年 2月 合併に伴い24千株を発行して、96千株とする。

平成12年 6月 株式交換により93,960株を発行して、189,960株とする。

平成14年	1月	第三者割当増資により 5,040 株を発行して、195 千株とする。
平成14年	8月	株式分割により 5,655 千株を発行して、5,850 千株とする。
平成14年	12月	公募増資により 700 千株を発行して、6,550 千株とする。
平成15年	5月	株式分割により 6,550 千株を発行して、13,100 千株とする。
平成15年	7月	ストックオプション行使により 21 千株を発行して、 13,121 千株とする。
平成15年	8月	ストックオプション行使により 57 千株を発行して、 13,178 千株とする。
平成15年	9月	公募増資により 1,250 千株を、第三者割当増資により 200 千株を、夫々発行して、14,628 千株とする。
平成16年	1月	ストックオプション行使により 6 千株を発行して、 14,634 千株とする。
平成16年	2月	ストックオプション行使により 8 千株を発行して、 14,642 千株とする。
平成16年	7月	ストックオプション行使により 10 千株を発行して、 14,652 千株とする。
平成16年	9月	ストックオプション行使により 15 千株を発行して、 14,667 千株とする。

(定款変更)

第2条	昭和44年	9月 5日	制定
	昭和46年	6月15日	改訂 (本店所在地)
	昭和58年	9月30日	改訂 (役員員数)
	昭和60年	3月22日	改訂 (目的)
	昭和60年	6月19日	改訂 (目的)
	昭和61年	9月24日	改訂 (発行する株式総数)
	平成 元年	9月24日	改訂 (役員員数)
	平成 5年	9月25日	改訂 (目的)
	平成 6年	9月28日	改訂 (監査役任期)
	平成 8年	9月26日	改訂 (発行する株式総数)
	平成10年	12月18日	改訂 (目的)
	平成11年	1月20日	改訂 (会社の商号)
	平成12年	5月25日	改訂 (営業年度)

平成12年	6月20日	改訂（株主総会の招集）
平成12年	6月30日	改訂（目的）
平成12年	10月30日	改訂（任期）
平成13年	6月28日	改訂（英文社名他）
平成13年	12月20日	改訂（額面株式1株の金額）他
平成14年	6月27日	改訂（目的）他
平成15年	6月27日	改訂（目的）他
平成16年	6月27日	改訂（自己株式の取得）他
平成17年	5月 2日	改訂（1単元の株式数及び単元未満株券の不発行）
平成18年	6月28日	改訂（目的、会社法施行に伴う変更）
平成21年	6月20日	改訂（株券の発行）他
平成22年	1月 6日	改訂 附則 第3条・第4条 削除
平成27年	6月25日	改訂（取締役及び監査役との責任限定契約）
平成28年	6月26日	改訂（目的）
令和 2年	6月29日	改訂（目的）
令和 3年	6月25日	改訂（目的）